

様式第1号（第3条関係）

審查基準整理票

処分名	大津市グラウンド・ゴルフ場の使用の許可		
根拠法令名	大津市グラウンド・ゴルフ場条例	(条項)第3条第1項 第4条第1～2項	
基準法令名	大津市グラウンド・ゴルフ場条例 大津市暴力団排除条例	(条項)第3条第2項 第4条第3項～4項 (条項)第8条	
所管部署	市民部スポーツ課管理係		
標準処理期間	5日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 [使用許可基準] 大津市グラウンド・ゴルフ場条例第3条第2項各号、第4条第3項から第4項各号又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とする。 参 考 [根拠法令] 大津市グラウンド・ゴルフ場条例 (個人使用の使用料等) 第3条 グラウンド・ゴルフ場の個人使用（次条第1項に規定する専用使用以外のグラウンド・ゴルフ場の使用をいう。以下「個人使用」という。）をしようとする者（以下「個人使用者」という。）は、別表第1項に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。 (専用使用の許可等) 第4条 グラウンド・ゴルフ場の専用使用（競技会その他の催事において、特定のものがグラウンド・ゴルフ場の全部又は一部を専用することをいう。以下「専用使用」という。）をしようとする者は、市長に申請し、専用使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、グラウンド・ゴルフ場の管理上必要があると認めるときは、専用使用の許可について、必要な条件を付すことができる。 2 専用使用の許可を受けることができる時間は、第7条に規定する使用時間とし、毎時0分から始まる1時間を単位とする時間帯について許可を受けるものとする。 [基準法令] 大津市グラウンド・ゴルフ場条例 (個人使用の使用料等) 第3条 2 市長は、個人使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、個人使用を拒否することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) グラウンド・ゴルフ場の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。 (3) その他グラウンド・ゴルフ場の管理上支障があると認められるとき。			

(専用使用の許可等)

第4条

3 市長は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、専用使用を許可しない。

4 市長は、専用使用の許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) この条文又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 専用使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前条第2項各号のいずれかに該当したとき。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該施設が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。